

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率
審査意見書及び資金不足比率審査意見書

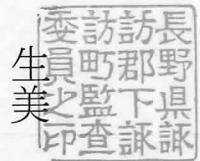
下諏訪町監査委員

26監委第8号
平成26年8月21日

下諏訪町長 青木 悟様

下諏訪町監査委員

星津 金 岳 裕



健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率並びに、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成25年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成26年8月6日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率は、その算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、適正に算出されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成25年度	平成24度	平成23度	早期健全化基準
①実質赤字比率	— (%)	— (%)	— (%)	15.0 (%)
②連結実質赤字比率	—	—	—	20.0
③実質公債費比率	2.0	4.3	6.7	25.0
④将来負担比率	95.1	89.5	92.6	350.0

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成25年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字となっているため、数値なしとなっている。

②連結実質赤字比率について

平成25年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字となっているため、数値なしとなっている。

③実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は2.0%(対前年比2.3ポイントの減)となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は95.1%(対前年比5.6ポイントの増)となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

平成25年度決算に基づく資金不足比率審査意見

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の対象

平成25年度 下諏訪町水道事業会計
平成25年度 下諏訪町下水道事業特別会計
平成25年度 下諏訪町温泉事業特別会計

3 審査の期間

平成26年8月6日

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率は、その算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、適正に算出されているものと認められる。

記

特別会計等名	平成25年度	平成24年度	平成23年度	経営健全化基準
①水道事業	— (%)	— (%)	— (%)	20.0 (%)
②下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
③温泉事業特別会計	—	—	—	20.0

※各特別会計等に資金不足額が生じていないため、資金不足比率は「—」と表示される。